

県営富山野球場広告掲載業務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県企業広告等掲載業務実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条第2項に基づき、県営富山野球場（以下「野球場」という。）での広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、使用する用語の意義は、実施要綱で使用する用語の例による。

(広告掲載の方法)

第3条 野球場での広告掲載は、野球場のグラウンドのフェンスに広告物を表示することにより行うものとする。

(広告物の対象範囲等)

第4条 表示する広告物（以下「広告物」という。）の対象範囲は、実施要綱第4条第1項及び富山県企業広告等掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるものと同様とする。

(広告物の規格等)

第5条 広告物の規格及び数量等については、別途募集要項で定める。

(グラウンドのフェンスの使用期間)

第6条 グラウンドのフェンスの使用期間は原則1年とし、別途募集要項で定める。

(広告取扱業者の募集方法等)

第7条 広告掲載できる者（以下「広告取扱業者」という。）は、県の「物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年富山県告示第183号。以下「告示」という。）」で規定する物品等競争入札参加資格者のうち、「広告・宣伝・ネームプレート」の分野に登録している者（以下「広告代理店」という。）又は富山県五福公園の指定管理者又は大会や試合等で野球場を使用する法人その他の団体（以下「野球場使用者」という。）とし、公募により募集する。

2 応募に参加できる広告代理店は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 告示第1及び告示第2に該当しない者であること。
- (2) 告示第3に定める競争入札参加資格者の資格を持つ者又は告示第4に定める資格審査の申請方法に従い申請中の者であること。
- (3) 富山県内に事業所（本社、支店、営業所）を有する者であること。
- (4) 富山県の競争入札参加資格の停止中でない者であること。

3 応募に参加できる野球場使用者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 告示第1(1)に該当しない者であること。
- (2) 富山県内に事務所を有する者であること。
- (3) 野球場を年間5回以上利用する見込みのある者であること。

(申込み)

第8条 前条の規定による広告取扱業者の募集に応募しようとする者は、県に県営富山野

球場広告掲載業務申込書を提出するものとする。

(広告取扱業者の選定)

第9条 県は、前条の規定により申込みがあった場合は、富山県立都市公園条例（昭和52年富山県条例第41号）第2条第1項第6号に基づく都市公園における行為許可（以下「行為許可」という。）の使用料と広告掲載料（以下「広告掲載料等」という。）の合計見積金額（以下「見積額」という。）が最も高額である者を広告取扱業者として選定する。

2 見積額が最も高額である者が複数の場合は、抽選により選定する。

3 県は、前各号の規定により広告取扱業者を選定したときは、その結果を応募者に対して書面で通知する。

(行為許可)

第10条 広告取扱業者が広告物を表示するときは、あらかじめ富山県立都市公園条例第2条の規定に基づく行為許可を受けなければならない。

(契約の締結)

第11条 広告取扱業者は、県の指定する期日までに県と協議のうえ、広告掲載業務に関する契約（以下「広告掲載業務契約」という。）を締結しなければならない。

(広告掲載料等)

第12条 広告掲載料等は、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括納入するものとする。

2 広告掲載料等が期日までに納入されない場合は、県は納入期日の翌日から納付日までの日数に応じて別途遅延損害金を請求することができる。

(広告物の作成)

第13条 広告物は広告取扱業者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告物の貼付及び剥離)

第14条 広告物の貼付及び剥離は広告取扱業者の負担で広告取扱業者が行うものとする。

(広告取扱業者の取消し及び広告掲載業務契約の解除)

第15条 県は、広告取扱業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その選定を取り消し、広告掲載業務契約を解除することができる。

(1) 県が指定する期日までに広告掲載料等の納入がない場合

(2) 広告掲載業務契約の定めに違反した場合

(3) 施設を公用又は公共用に供するために必要であると知事が認める場合

(4) 前各号に定めるもののほか、広告事業を継続することが適切でないと知事が認める場合

(広告内容等の修正)

第16条 広告取扱業者が表示しようとする広告物は、その内容について、掲出前に県の審査を受けるものとする。

2 前項の審査において、県から内容について修正等の指示を受けた場合には、これに従

わなければならない。

(広告の規制)

第17条 県は、次の各号に掲げる場合には、期間を定めて表示された広告物を遮蔽することができる。

- (1) 野球場の利用者が大会等に利用する場合で、当該利用者から広告物の遮蔽の要請があったとき。
- (2) その他県が特に必要と認めるとき。

2 県は、前項の場合は、広告取扱業者に通知するものとする。

3 第1項の場合において、県は広告取扱業者が受ける損害を賠償する責を負わないものとする。

(広告掲載料等の還付)

第18条 徴収した広告掲載料等は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するために広告物を表示することができなかつた場合等特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料等には、利息を付さない。

(協議)

第19条 この要領に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、県と広告取扱業者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(広告取扱業者の責務)

第20条 広告取扱業者は、広告物の内容等、表示された広告物に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱業者は、広告掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

附 則

この要領は、令和5年11月21日から施行する。